

## 富士河口湖町総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、「富士河口湖町総合教育会議」（以下「会議」という。）を設置する。

(総則)

第2条 会議の運営は、法に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(所掌事務)

第3条 会議は、次に掲げる事項に関する協議及び調整等を行う。

- (1) 富士河口湖町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (2) 富士河口湖町の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(組織)

第4条 会議は、町長、教育委員会である教育長及び教育委員（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(会議)

第5条 会議は、町長が招集し、会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 4 会議は構成員の中で、町長、教育長のほか2名の出席で成立する。ただし、緊急を要する場合は、町長及び教育長のみでも成立するものとする。その場合、会議内容を速やかに他の構成員に周知するものとする。

(意見の聴取)

第6条 会議は、第3条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、事務

所管課等関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(傍聴)

第8条 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、受付において傍聴人名簿にその住所、氏名及び生年月日を記入しなければならない。

2 傍聴人は会場への入退場、あるいは会議中においては町長又はその命を受けた職員の指示に従わなければならない。

(議事録)

第9条 町長は、会議の終了後、遅滞なく、会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。ただし、第7条ただし書の規定により会議を非公開としたときは、公表しないものとする。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、政策財政課において処理する。ただし、会議に関する事務を教育委員会に委任または補助執行させる場合は、この限りではない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月10日から施行する。